第四十期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部		千円
流動資産		三〇一、八四七
固定資産		二、五五五、七三五
有形固定資産		二、五〇七、九三六
無形固定資産		八二七
投資その他の資産		四六、九七二
合計		二、八五七、五八二
負債及び純資産の部		千円
流動負債		一六五、四八九
固定負債		四九二、〇七二
株主資本		二、二〇〇、〇二一
資本金		三〇〇、〇〇〇
利益剰余金		一、九〇五、九二一
利益準備金		四一、九一五
その他利益剰余金		一、八六四、〇〇六
（うち当期純利益）		（一六二、五三四）
自己株式		△五、九〇〇
合計		二、八五七、五八二

平成二十六年六月十九日

大阪府茨木市宮島一丁目二番一号

株式会社大阪府食品流通センター

代表取締役社長　西谷　一彦

配当公告

兵庫県姫路市南条四二五番地

破産者　株式会社山口建築

右の者に対する神戸地方裁判所姫路支部平成二十一年（フ）第一二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、七八二、三五四、八一七円

一、配当することのできる金額

金一四〇、五八七、二九六円

平成二十六年六月十九日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地

破産管財人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区坪沼字北ノ下三一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菅原　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号ライオンビル七階　荒井・今泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今泉　裕光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市三ツ寺町乙一一〇五番地、最後の住所群馬県高崎市飯塚町七三九番地

被相続人　亡　茂木知恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

群馬県高崎市岩押町三二番地二ミノルマンション一〇一

相続財産管理人　弁護士　村越　芳美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市川崎区南町八番地七、最後の住所神奈川県川崎市川崎区京町二丁目一四番六―一〇九号　被相続人　亡　山内　喜充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

川崎市川崎区駅前本町一一番地一パシフィックマークス川崎ビル六階

相続財産管理人　弁護士　岩永　和大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市神明二一八号二二番地、最後の住所福井県大野市篠座一六号一三番地

被相続人　亡　山崎　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

福井県大野市春日一丁目六番一四号

相続財産管理人　司法書士　鈴木　政彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市菟田野岩端一六番地、最後の住所岐阜県岐阜市奥一丁目一〇〇番地　瑞光苑　被相続人　亡　下向　昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

名古屋市北区田幡二丁目九番二六号　ピュア寿々木二〇一号

相続財産管理人　弁護士　山中　千昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県加賀市山中温泉菅谷町ヘ一四一番地、最後の住所富山県射水市本町一丁目五番二〇号　被相続人　亡　竹中　光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

滋賀県大津市梅林一丁目三番一〇号滋賀ビル八階大津総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野嶋　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区上ノ下立売通御前通西入堀川町五二六番地、最後の住所京都市伏見区日野西川頬四番地七　南山城学園

被相続人　亡　山田　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル五階　上田・小川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　顕彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区豊崎二丁目五二番地、最後の住所徳島県阿南市羽ノ浦町中庄梶島八一番地二　被相続人　亡　堀井　宏司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

徳島市中洲町三丁目一九番地一里見ビル一〇一号

相続財産管理人　弁護士　瀧　誠司

第５期決算公告

平成26年6月19日　北海道岩内郡共和町国富351番地の1

住鉱国富電子株式会社

代表取締役　伊関　聡

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,490	流動負債	2,633
固定資産	3,151	（うち引当金）	(99)
		固定負債	231
		（うち引当金）	(78)
		負債合計	**2,865**
		株主資本	1,777
		資本金	400
		資本剰余金	496
		利益剰余金	880
		その他利益剰余金	880
		（うち当期純利益）	(260)
		純資産合計	**1,777**
資産合計	**4,642**	**負債・純資産合計**	**4,642**